

## 地域未来投資促進法の活用

### ● 概要

地域未来投資促進法に基づき、長岡市は柏崎市・小千谷市とともに「第2期新潟県中越3市基本計画」を策定しています。事業者は、この基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」を作成し、着工前に新潟県の事前承認等を受けることで、税制優遇などの支援が受けられます。

### ● 対象地域

新潟県中越3市（長岡市、柏崎市、小千谷市）

### ● 主な支援内容

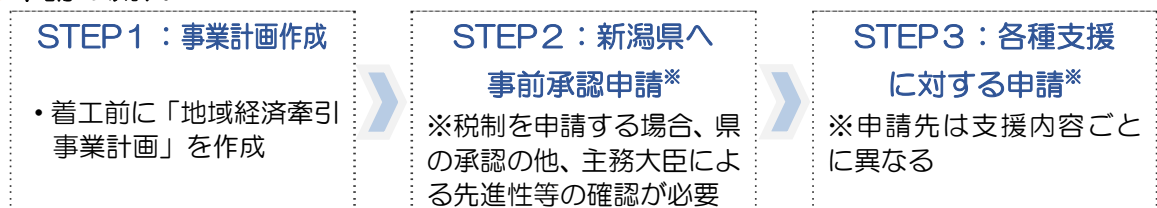
税制優遇（国税・県税・市税）、補助制度、金融、規制特例、各種特例等

### ● 承認要件（3つすべてを満たす必要があります）

	要件	内容
(1)	地域の特性を活用すること (①～⑥のいずれか)	①成長ものづくり分野 ②食品製造関連分野 ③デジタル関連分野 ④環境・エネルギー関連分野 ⑤生活関連産業分野 ⑥流通関連産業分野
(2)	高い付加価値を創出すること	付加価値増加分 4,300万円超
(3)	経済的効果が見込まれること (①～④いずれか)	①取引額 7.4%増加 ②雇用者数 11.7%または3人増加 ③売上げ 7.4%増加 ④雇用者給与等支給額 8.3%増加

※上記の事業分野等に該当しない場合、「第2期新潟県全域基本計画」の適用が可能な場合があるので、お問い合わせください。

### ● 申請の流れ



### ● 地域経済牽引事業計画の様式等

新潟県 地域未来投資促進法

検索

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoritchi/1356885368125.html>



- 問合せ 産業支援課 産業立地担当（0258-39-2298）  
新潟県産業労働部産業立地課（025-280-5247）